

令和8年度

# 練馬区住まいの防犯対策 緊急助成事業

練馬区では、地域の防犯意識の更なる向上と対策強化を図るため、「防犯カメラ」や「カメラ付きインターホン」など、対象の防犯対策物品を購入・設置した方に、その費用の一部を助成する「住まいの防犯対策緊急助成事業」を実施します。

## 助成対象

住宅に防犯対策物品を設置した、当該住宅に居住する区民

※一世帯につき1回のみ(令和7年度に本事業の助成を受けた世帯は、ご申請いただけません。)

助成率

購入・設置費用の

**4分の3**

(※千円未満切り捨て)

上限額

**3万円**

(※複数品目での申請可能)

## 申請期間

**令和8年4月21日(火)～令和9年2月26日(金)**

※申請額が予算の上限に達した場合は、年度途中で受付を終了します。

## 対象品目

※令和8年4月1日以降に購入した防犯対策物品が対象

- ▼防犯カメラ
- ▼カメラ付きインターホン
- ▼面格子
- ▼防犯ガラス
- ▼防犯フィルム
- ▼防犯性能の高い錠
- ▼補助錠
- ▼センサーライト
- ▼雨戸・窓シャッター
- ▼防犯砂利

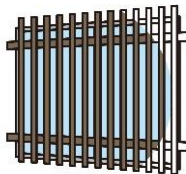


防犯カメラ

注(1)



カメラ付きインターホン



面格子



防犯ガラス



防犯フィルム



防犯性能の高い錠

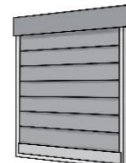


補助錠



センサーライト

注(1)



雨戸・窓シャッター



防犯砂利

※上記以外の物品についてはお問い合わせください。

注(1) 屋外に設置したものが対象

## 留意事項

- 一世帯につき、申請は1回のみとなります。  
※ 令和7年度に本事業の助成を受けた世帯は、ご申請いただけません。
- 戸建て・共同住宅（賃貸を含む）ともに申請可能です。  
※ 賃貸・共同住宅の場合は、設置にあたり、所有者・管理者等の同意を得てください。  
※ 管理者、管理組合など居住者以外の方からの申請はできません。  
※ 店舗や事務所に設置しているものは対象外です。
- マンション等の共有部分（廊下・階段・駐輪場等）に設置したものは対象外です。
- 領収書等の宛名・振込先口座の名義は、申請者と同一にしてください。
- 設置に伴う工事費等も対象となります。  
※ 専門業者に依頼したものに限りです。  
※ 撤去費、処分費、諸経費（手数料・送料等）などは対象外となります。
- 購入時にクーポンやポイントを利用した場合は、割引後の金額が助成対象となります。
- 防犯カメラを設置する場合は、プライバシー保護に配慮し、撮影範囲に入る住宅等の居住者、所有者・管理者等に事前に説明を行い、同意を得てください。

## 申込方法

以下のいずれかの方法で、下記申込先までお申込みください。

- (1) 窓口（区役所 本庁舎7階）
- (2) 郵送
- (3) 電子申請（右の二次元コードから）

※ 電子申請には、マイナンバーカードおよび署名用電子証明書暗証番号、スマートフォンに「xiD」アプリのインストールが必要です。

### 【必要書類】

- (1) 申請書兼請求書（第1号様式）  
：別紙「誓約書」も含む
- (2) 領収書等の写し  
：宛名、購入日または施行日、領収金額、領収年月日、品目、販売店等の名称および住所が記載されているもの。  
《※原本を提出された場合は返却不可》
- (3) 振込先口座情報の確認書類  
：通帳、キャッシュカード、Web通帳の写し等
- (4) 防犯対策物品設置後の写真  
：設置取付、工事後の写真
- (5) アンケート

区ホームページは  
こちらから▼



電子申請は  
こちらから▼



※ 申請は4月21日(火)  
から可能となります。

**※本事業についてご不明な点は下記までお問い合わせください。**

### 【問い合わせ・申込先】

練馬区 危機管理課 安全安心係

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 本庁舎7階

電話 : 03-5984-1027

FAX : 03-3993-1194

メール : KIKIKANRI@city.nerima.tokyo.jp